

朗惺山本城寺護持会規約

第1条 (名称)

本会はその名称を朗惺山本城寺護持会という。

第2条 (所在地)

本会はその事務局を群馬県富岡市富岡甲 890 番地、宗教法人朗惺山本城寺 (以下、当山) におく。

第3条 (目的)

本会は当山檀信徒が、法華経及び日蓮聖人の教えを護持する為、当山の活動を支えることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は目的の達成の為、次の事業を行う。

1. 当山の宗費、宗務所費及び各種納金の助成
2. 当山の建物、境内地の維持管理
3. 当山行事の助成
4. 護法運動の実施
5. 会員の信行増進
6. その他必要と認める事項

第5条 (構成)

本会は当山檀信徒によって組織する。

第6条 (役員)

1. 本会には下記の役員をおく。
 - 会 長 (1名)
 - 副会長 (1名)
 - 事務局 (2名) 書記・会計各1名ずつ
 - 理 事 (若干名)
 - 監 査 (2名)
2. 役員の内任期は2年とする。但し再任を妨げない。
3. 会長不在時には副会長が会長の職務を代行する。

第7条（役員を選出）

本会の役員は当山規則第21条により、当山住職の選定により委任する。その場合、現任の総代・世話人に諮ってから委任する。

第8条（総会）

1. 本会の総会は年1回とし、当山の総代・護持会世話人が代議員となって議決する。
2. 本会の総会では下記の事項を議決する。

役員承認

予算・決算承認並びに決定

執行行事承認

その他必要な事項

第9条（会計）

本会の会計は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10条（会費・墓地管理料）

1. 本会はその目的を達成する為に会費・墓地管理料を徴収する。
2. 会費は年4000円を基準とし上限を設けない。
3. 墓地管理料は当山墓地使用約款に基づき使用区画面積に応じて徴収する。
4. 会員は会費・墓地管理料を6月末日までに納入する。

第11条（慶弔）

本会の慶弔は弔のみとし、当山にて葬儀を行った会員に弔慰品として線香を贈る。

《附則》

本規約は昭和50年10月8日より施行する。

平成7年4月1日改正

平成8年4月1日改正

平成9年4月1日改正

平成23年4月1日改正

平成29年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和6年4月25日改正